## 令和5年度後期監查報告書(財政援助団体監查)措置状況通知

後期監査の結果に基づく措置等の状況通知<後期監査報告書(令和6年3月21日)>

「処理」の実施状況

【A:実施済又は決定済】 基準日までに「処理」を実施したもの、又は基準日までに「処理」を実施することを決定したもの

【D:実施することができない】 基準日までに手段が無く「処理」を実施するができないことを確認したもの

2件 2件

「再発防止策」又は「改善策」の実施状況

【A:実施済又は決定済】 基準日までに「再発防止策」又は「改善策」を実施したもの、又は基準日までに「再発防止策」又は「改善策」を実施することを決定したもの

4件

## ○財政援助団体監査

No.	部局名	所属名	団体名	指摘・意見の対象	監査項目	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の 実施状況	Ⅱ 「処理」の内容	Ⅲ 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終回答基準日
1	総務部	人事課	豊田市職員互助会	豊田市職員互助会	理	【指摘】 豊田市職員互助会規約第40条により、 互助会の会計事務、予算及び決算に関する 事項は豊田市の例に準ずるものとされてい る。地方自治法第235条の5において、 出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖 するとされているが、給付金掛金繰出金 (1月~3月分)が翌年度の7月21日に 支出されていた。	1 4 頁	1	D:実施す ることがで きない	既に支出済みであり、是正することができないことを、令和5年12月8日に確認した。	A:実施済 又は決定済	令和5年12月8日に事務局内において研修を行い、 互助会においても豊田市の会計と同様の5月31日が出 納閉鎖日であることを周知し、財政課及び会計課からの 通知によるスケジュールに沿って処理することを確認し た。	令和6年3月31日
2	総務部	人事課	豊田市職員互助会	豊田市職員互助会	理	【指摘】 決算書において、NHK受信料を1款1 項4目4節の手数料で計上しなければなら ないところ、1款1項4目1節の消耗品で 誤って計上していた。	1 4 頁	2	A:実施済 又は決定済	令和5年12月8日 に決算書を修正した。	A:実施済 又は決定済	令和5年12月から担当者が入力した出納簿、通帳を、毎月担当者以外で確認することとした。	令和6年3月31日
3	務	人事課	豊田市職員互助会	豊田市職員互助会	経理処理	【指摘】 決算書において、給付金会計のうち給付金(3月分)の退会一時金が同じ科目に二重計上されており、決算が誤っていた。	1 4 頁	3	A:実施済 又は決定済	令和5年12月8日 に決算書を修正した。	A:実施済 又は決定済	令和5年12月から担当者が入力した出納簿、通帳を、毎月担当者以外で確認することとした。	令和6年3月31日

## 令和5年度後期監査報告書(財政援助団体監査)措置状況通知

N	3. 局名	所属名	団体名	指摘・意見の対象	監査項目	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の 実施状況	II 「処理」の内容	Ⅲ 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終回答基準日
•	総務部	人事課	豊田市職員互助会	豊田市職員互助会	経理処理	【指摘】 豊田市職員互助会規約第41条において、監事は、四半期に会計簿を監査し、結果を会長に報告しなければならないとされているが、年に1度しか監査及び報告がされていなかった。	1 4 頁	4	D:実施す ることが きない	令和4年度の監査は 実施済みであり是正す ることができないこと を、令和5年12月8 日に確認した。	A:実施済 又は決定済	豊田市職員互助会規約第41条に基づき、令和6年1月から四半期毎に監事による監査を実施すること及び実施しなければならないことの年間予定表を作成し、令和5年12月8日に事務局内で周知した。	令和6年3月31日